



宮 崎 県 公 報

平成27年11月16日 (月曜日) 第 2743 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	頁
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明 について…………… (") 2	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2	

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2	
○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (") 2	
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地計画の策定…………… (農村整備課) 3	
○河川整備基本方針の策定 (11件) …… (河川課) 3	
○河川整備基本方針の変更…………… (") 4	
○河川整備計画の策定 (12件) …… (") 4	
○河川整備計画の変更…………… (") 5	
○入札公告 (2件) …… 5	
○落札者等の公告…………… 7	

告 示

宮崎県告示第 696号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団聖山会川南病院	児湯郡川南町大字川南 18150番地47

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年11月16日から平成30年11月15日まで

宮崎県告示第 697号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510400346	フクちゃん工房	日南市北郷町郷之原乙2006番地1	社会福祉法人日南市社会福祉協議会	日南市中央通一丁目1番地2	平成27年11月1日	就労継続支援B型
4510500285	多機能型事業所 TSUNAGU	小林市南西方1073-7	TSUNAGU株式会社	小林市南西方1073-7	平成27年11月1日	就労継続支援A型 就労継続支援B型
4512050396	サンプラス	児湯郡高鍋町大字南高鍋6441番地	サンプラス株式会社	児湯郡高鍋町大字南高鍋6441番地	平成27年11月1日	就労継続支援A型

宮崎県告示第 698号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字千畳敷2928、2933-1、2936、2937-1、2937-3、2937-

8、2937-9、2940、字平戸3029-3、3041、字若松山3052-1、3052-5、3052-25、3053-1、3054-1から3054-3まで、3054-7、3056-1

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 699号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成27年農林水産省告示第2152号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する五ヶ瀬町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
五ヶ瀬町役場
八鞍武、白滝チヨ子
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成27年農林水産省告示第2152号によること。

宮崎県告示第 700号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	大迫谷川	10-203-1-126	土石流
	桜ヶ丘二丁目	10-203-3-022	土石流
	桜ヶ丘第3	I-2-0084	急傾斜地の崩壊
	桜ヶ丘第14	II-1-7384	急傾斜地の崩壊
	下鹿川 2	I-1-3682	急傾斜地の崩壊
	猪之内 1	II-1-7644	急傾斜地の崩壊
	猪之内 2	II-1-7645	急傾斜地の崩壊
	猪之内 3	II-1-7646	急傾斜地の崩壊

猪之内 4	II-1-7647	急傾斜地の崩壊
猪之内 5	II-1-7648	急傾斜地の崩壊
猪之内 6	II-1-7649	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 701号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	大迫谷川	10-203-1-126	土石流
	桜ヶ丘第3	I-2-0084	急傾斜地の崩壊
	桜ヶ丘第14	II-1-7384	急傾斜地の崩壊
	下鹿川 2	I-1-3682	急傾斜地の崩壊
	猪之内 1	II-1-7644	急傾斜地の崩壊
	猪之内 2	II-1-7645	急傾斜地の崩壊
	猪之内 3	II-1-7646	急傾斜地の崩壊
	猪之内 4	II-1-7647	急傾斜地の崩壊
	猪之内 5	II-1-7648	急傾斜地の崩壊
	猪之内 6	II-1-7649	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により平成18年宮崎県告示第 443号、平成19年宮崎県告示第 431号及び平成20年宮崎県告示第 566号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
西 都 市	麓（１）	I - 1 - 1011	急傾斜地の崩壊
	麓（２）	I - 1 - 1011	急傾斜地の崩壊
	麓（３）	I - 1 - 1011	急傾斜地の崩壊
	益 崎	I - 1 - 3381	急傾斜地の崩壊
	筑後（１）	II - 1 - 5977	急傾斜地の崩壊
	筑後（２）	II - 1 - 5978	急傾斜地の崩壊
	上 沖	I - 1 - 1002	急傾斜地の崩壊
	中山（３）	II - 1 - 6013	急傾斜地の崩壊
	九 流 水	I - 1 - 1008	急傾斜地の崩壊
	吉 田	I - 1 - 1009	急傾斜地の崩壊
吉田第 2	I - 1 - 1010	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、八所地区 2 換地区県営土地改良事業（小林市、県営畑地帯総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年11月16日から平成27年12月15日まで
- 縦覧場所
小林市役所
- その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、熊野江川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、沖田川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、鳴子川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、塩見川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、赤岩川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、清武川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、加江田川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、伊比井川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、宮浦川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、風田川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、細田川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により定めた福島川水系河川整備基本方針を変更した。

なお、変更後の基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、熊野江川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、沖田川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、鳴子川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、塩見川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、赤岩川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、大淀川水系新別府川河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、清武川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、加江田川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、伊比井川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、宮浦川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、風田川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、細田川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により定めた福島川水系河川整備計画を変更した。

なお、変更後の計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 佐土原高校電子計算機システム 1式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年 2月29日
- (4) 契約期間 平成28年 3月 1日から平成33年 2月28日まで（60月）
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
ア 平成27年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及

びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年12月 7 日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 平成27年11月16日から平成27年12月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235
- (2) 期間 平成27年11月16日から平成27年12月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成27年11月16日から平成27年12月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札説明会

- (1) 場所 宮崎県立佐土原高等学校
- (2) 日時 平成27年11月20日午後 2 時

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成27年12月25日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る。）により提出すること。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成27年12月28日午後 2 時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

- 12 落札者の決定の方法
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局等
 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 15 その他
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
 (1) Nature and quantity of the service required:Class-Support-System for Sadowara Senior High School: 1 unit
 (2) Time limit for tender: 5:00 p.m.25 December 2015
 (3) Contact point for the notice: Management Section, Finance and Welfare Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
 (1) 借入物品及び数量 佐土原高校通信機器システム 1式
 (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 (3) 納入期限 平成28年2月29日
 (4) 契約期間 平成28年3月1日から平成33年2月28日まで（60月）
 (5) 納入場所 仕様書による。
 (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 ア 平成27年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。
 イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
 エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
 (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年12月7日までに提出しなければならない。
 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格を得るための申請方法
 3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
 (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
 (2) 申請書類の受付期間 平成27年11月16日から平成27年12月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
 (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235
 (2) 期間 平成27年11月16日から平成27年12月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
 (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
 (2) 期間 平成27年11月16日から平成27年12月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 7 入札説明会
 (1) 場所 宮崎県立佐土原高等学校
 (2) 日時 平成27年11月20日午後3時
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
 (2) 提出期限 平成27年12月25日午後5時
 (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る。）

）により提出すること。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成27年12月28日午後 3 時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required:Network system for Sadowara Senior High School: 1 unit
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m.25 December 2015
- (3) Contact point for the notice: Management Section,Finance and Welfare Division,Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City,880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 随意契約に係る特定役務の名称

宮崎県グループウェアシステム賃貸借及び保守に関する業務

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年 9 月 29 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク

宮崎市橋通東 3 丁目 6 番 29 号

5 随意契約に係る契約金額

66,960,000円

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号に基づく随意契約

--	--